

講習会開設規定 改正

※下線部分：変更箇所

改正後	現行規定
<p>第1章 Bライセンス講習会 (略)</p> <p>第2章 Aライセンス講習会 (略)</p> <p>第3章 公認審判員講習会</p> <p>第25条～第26条 (略)</p> <p>第27条 講習会の開設場所 公認審判員Bの<b>実技</b>講習についてはJAF公認スピード競技コース、公認審判員Aの<b>実技</b>講習についてはJAF/FIA公認レーシングコースとする。 <u>なお、講義については講習会を行うに適した場所を講習会場とすることができる。</u></p> <p>第28条～第38条 (略)</p> <p>第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会 (略)</p> <p>第5章 本規定の施行</p> <p>第50条 本規定の施行 本規定は、<u>2023年4月1日</u>より施行する。</p> <p>以上</p>	<p>第1章 Bライセンス講習会 (略)</p> <p>第2章 Aライセンス講習会 (略)</p> <p>第3章 公認審判員講習会</p> <p>第25条～第26条 (略)</p> <p>第27条 講習会の開設場所 公認審判員Bの講習についてはJAF公認スピード競技コース、公認審判員Aの講習についてはJAF/FIA公認レーシングコースとする。</p> <p>第28条～第38条 (略)</p> <p>第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会 (略)</p> <p>第5章 本規定の施行</p> <p>第50条 本規定の施行 本規定は、<u>2022年9月1日</u>より施行する。</p> <p>以上</p>